

議員発議案第5号

森林整備を一層推進するため、森林の多い地域への森林環境譲与税の 配分を高めるよう譲与基準の見直しを求める意見書

森林は国土の7割を占め、地球温暖化防止や国土保全、水源涵養等の公益的機能を有しており、国民全体に様々な恩恵をもたらしている。さらに、近年は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、森林の役割に対する期待が高まっている。

このような中、令和元年度に間伐などの森林整備を着実に実施していくための財源として、森林環境譲与税が創設された。

現在、地方公共団体では、森林経営管理制度等に基づき、管理が行き届いていない森林の整備のため、森林所有者への意向調査等に取り組んでいるが、所有者不明や境界未確定森林の存在、担い手の不足等により、想定以上のコストがかかっている。

また、近年多発する大型台風や豪雨によって起こる土砂崩れや洪水、浸水といった下流部にも被害が及ぶ災害から国民を守るためには、様々な課題に対応した森林管理を進めていくことが必須となっている。

多くの森林を抱える本県において、このような山間部における様々な課題に早急に対応し、森林整備や人材育成・担い手確保といった取組を今後本格化させていくには、今の譲与基準のままでは費用に不足が見込まれ、さらなる財源が必要となっている。

よって、国においては、森林の多い地域への森林環境譲与税の配分を高めるよう譲与基準の見直しを行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月28日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	細 田 博 之 殿
参 議 院 議 長	尾 辻 秀 久 殿
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 殿
総 務 大 臣	松 本 剛 明 殿
財 務 大 臣	鈴 木 俊 一 殿
農 林 水 産 大 臣	野 村 哲 郎 殿
内 閣 官 房 長 官	松 野 博 一 殿